

「中野区中高層建築物の建築に係る予防と調整に関する条例」に基づく 届出が電子申請できます

電子申請は、以下の届出が提出できます。

1. 電子申請できる届出

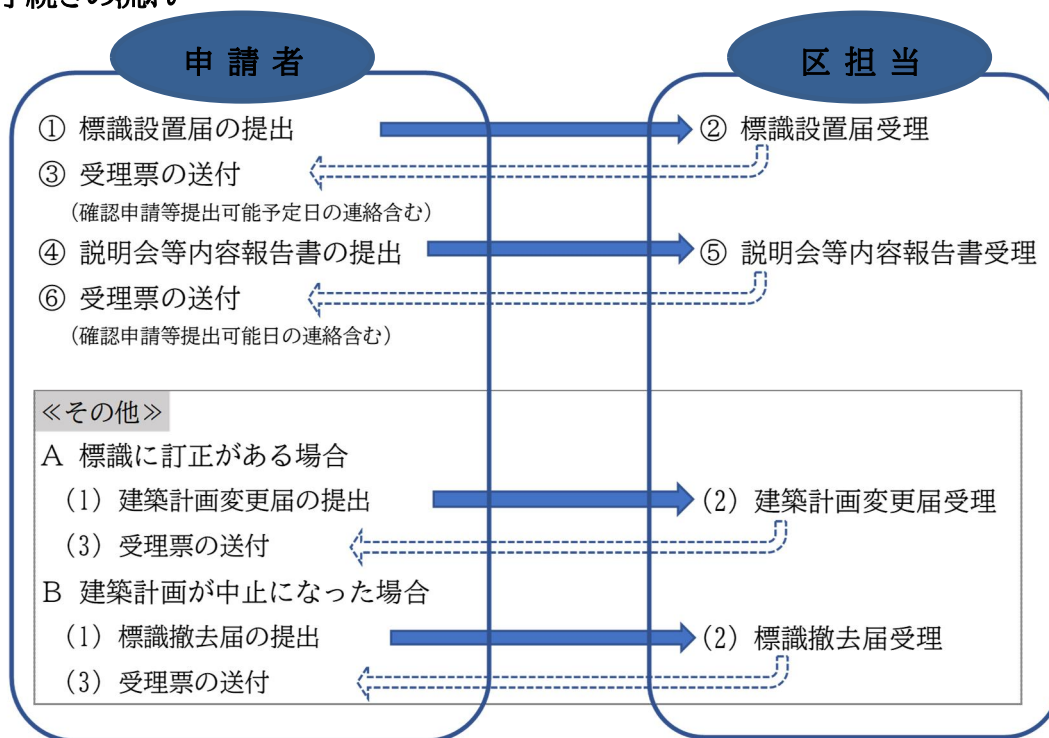
- (1) 標識設置届
- (2) 説明会等内容報告書
- (3) 建築計画変更届
- (4) 標識撤去届



←QRコードから申請
サイトへ入れます

※届出後に「申請内容のご修正のお願い」のメールが届いた場合は、添付書類の修正を行ってください。

2. 手続きの流れ



- ※1 標識設置届等を提出する場合は、ログインIDとパスワードのご登録が必要となります。なお、ご登録時に、「個人」または「法人」を選択する必要がありますが、申請時に申請者の入力自動で反映される「法人」を選択していただくことをお勧めいたします。
- ※2 申請完了時に「受付番号」が表示されますので必ずご確認ください。システム上から申請状況や受理票の確認をする場合には、ログインID、パスワード、受付番号が必要となりますので、必ず記録してください。
- ※3 標識設置届等の受理が完了した場合、システム上の電子文書へ受理票が発行されます。受理票には、受付番号及び確認申請等提出可能予定日などの連絡事項を記載しておりますので、必ず受理票の内容をご確認ください。なお、修正等がある場合は、メールでご連絡する場合がありますので、必ずご担当者様のメールアドレスをご登録してください。
- ※4 説明会等内容報告書の受理票は、必ず確認申請等の提出時に添付してください。
- ※5 受理日は、届出書類を区が全てそろっていると確認できた日となります。そのため、受理日と提出日とは違うことがあります。また、平日17時以降、土、日、祝日に届出された場合は、翌開庁日に確認となるため、受理日は届出日とは違いますので、ご注意ください。